



令和5年度（第2回） 介護サービス事業者等集団指導

伊賀市医療福祉政策課福祉監査係
2024.1.19

経過措置事項について

1. 感染症対策の強化
2. 業務継続に向けた取り組みの強化
3. 高齢者虐待防止の推進
4. 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

事業者求められる基本的な対応 具体的措置

虐待防止のための

- ① 対策を検討する委員会の設置
- ② 指針の整備
- ③ 研修を定期的に実施
- ④ 担当者を置く

事業者求められる基本的な対応

①委員会の設置

虐待防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話等の活用が認められる)

- ・ 定期的に開催する
- ・ 結果を従業者に周知徹底する

事業者求められる基本的な対応

①委員会の設置

【例】

- i) 法人内の複数事業所による合同開催や他委員会と合同開催をする
- ii) 法人単位で委員会を設置する
- iii) 委員会設置にかかる最低人数は設けない

②指針の整備

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

②指針の整備

- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

②指針の整備

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）（抄）

* p 14

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/0/000869798.pdf>

②指針の整備

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号）（抄）

* p 15

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/0/000869799.pdf>

③研修を定期的に実施

- ・ 毎年、定期的に実施する
- ・ 新規採用時は6ヶ月以内に実施する

※実施した内容について記録を残す

④担当者置く

虐待を防止するための担当者を設置する